

# 鹿児島県町村議会議長会規約

第1条 本会は、鹿児島県町村議会議長会と称し、鹿児島県の町村議会議長をもって組織する。

第2条 本会の事務所は、鹿児島市鴨池新町7番4号自治会館内に置く。

第3条 本会は、町村議会の連絡協調を図り、地方議会の円滑な運営と各町村の振興発展を期することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- ① 第3条の目的達成のために必要な会議の開催及び調査研究
- ② 中央地方自治機関との連絡協議
- ③ その他目的達成に必要な事項

第5条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回2月に開き、臨時総会は、理事会で必要と認めるとき又は会員の3分の1以上の要求があったときこれを開催する。

総会の開催を必要とする事由があるにもかかわらず、災害、感染症その他避けることのできない事情のため総会の開催が困難であると会長が認めるときは、第6条の総会に諮るべき事項についてはその議決を、第11条の会長、副会長、理事及び監事の選挙についてはその選考を、理事会において行うことを求め、理事会の議決及び選考の結果を会員の書面による表決に付し、その過半数の同意をもって総会の議決及び選挙に代える（以下「総会の開催に代える会員の書面表決による決定」という。）ことができる。総会の開催に代える会員の書面表決による決定を行うときは、その決定となる期日を指定して、当該期日の前日までに会員の書面による表決を終えなければならない。

理事会は、会長が総会の開催に代える会員の書面表決による決定に係る理事会の議決及び選考を求めるとき、第7条の規定により理事会において議決若しくは審議すべき事項につき会長が必要と認めるとき又は副会長及び理事の2人以上から会議に付議すべき事項を示して理事会招集の請求があったときこれを開催する。

第6条 総会に諮るべき事項は、次の通りとする。

- ① 本会の目的達成のため必要な陳情及び決議事項
- ② 本会の予算及び決算
- ③ 前総会の決議事項の顛末
- ④ 理事会の経過報告
- ⑤ 本会規約の変更
- ⑥ その他本会運営に関する重要事項

第7条 理事会に諮るべき事項は、次の通りとする。

- ① 総会で付託された事項
- ② 予算案作成並びに各町村の会費負担に関する事項
- ③ 既定予算の更正及び各町村の既定会費を増徴しない追加予算の議決
- ④ 緊急を要する陳情事項の決議
- ⑤ 副会長及び監事の補充選任
- ⑥ その他本会の運営に関する具体的事項

第8条 総会及び理事会は、会長がこれを招集する。

総会の議長は会員の中から選出し、理事会の議長は会長が務める。

第9条 総会及び理事会は、その構成員の半数以上の者が出席（理事会においては、構成員の参集が困難であると会長が認めるとき、構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用することによる出席を含む。）しなければ開くことができない。

前項の会議は、出席者（理事会においては、オンラインによる出席者を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 本会に下記の役員を置く。

会長1人、副会長2人、理事2人、監事2人

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員の中からこれを選挙する。

2 副会長、理事及び監事の欠員を補充する場合は、理事会をもって総会に代えることができる。この場合は、次の総会に報告しなければならない。

第11条の2 会長、副会長、理事及び監事が、その任期中、町村議会議長の

任期満了等により、町村議会議長を離任し、引き続き町村議会議長に就任したときは、それぞれその職は引き続くものとする。

第12条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

監事は、会計を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。

第13条 会長、副会長、理事及び監事の任期は、選挙（第5条の総会の開催に代える会員の書面表決による決定の場合はその決定となる期日）の日から起算して2年とする。但し、任期満了の前日に後任者の選挙を行った場合においては、前任者の任期は、当該選挙の時までとする。

任期満了の日後に選挙を行う場合においては、前任者は後任者が就任する時までなお在任する。

欠員により会長、副会長、理事又は監事となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14条 役員は、すべて無報酬とする。但し、必要に応じ実費弁償をなすことができる。

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

顧問は、会長の推薦により理事会の決議を経てこれを委嘱する。

第16条 本会の事務を処理するため事務局を置き、下記の職員を会長が任免する。

事務局長 1名、主事・書記・雇傭員 若干名

事務局長は会長の命を受け、本会の事務を処理する。事務局長事故あるときは主事が代行する。主事・書記・雇傭員は上司の命を受け事務を分掌する。

第17条 本会の経費は、会費・補助金・寄附金その他の収入をもって充てる。

第17条の2 会費は、4月1日現存する町村が当該年度の各町村が分担する会費全額を納入する。

第18条 本会の会計年度は、政府の会計年度による。

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は会長が、理事会の決議を経て、別にこれを定める。

第20条 各町村議会議員の総選挙により、正副会長離任したときは、会長事

務を事務局長が代行する。

附 則

この規約は、昭和24年10月25日から施行する。

附 則 （昭和26年6月5日）

この規約は、昭和26年6月25日から施行する。

附 則 （昭和28年2月27日）

この規約は、議決の日から施行し、第10条、第11条の規定については、現役員の任期満了後これを適用する。

附 則 （昭和30年2月19日）

この規約は、議決の日から施行し、第11条の規定については、現役員任期満了後これを適用する。

附 則 （昭和33年2月24日）

この規約改正は、議決の日から施行する。

附 則 （昭和34年2月20日）

この規約は、議決の日在任する役員の次の任期より施行する。

附 則 （昭和40年2月19日）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則 （昭和42年6月2日）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則 （昭和46年6月2日）

この規約は、昭和46年6月2日から施行する。

附 則 （昭和55年2月22日）

この規約は、昭和55年2月22日から施行する。

附 則 （平成9年5月20日）

この規約は、平成9年6月16日から施行する。

附 則 （平成16年11月16日）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則 （平成17年6月2日）

1 この規約は、議決の日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在任する理事の任期は、規約第13条第1項の

規定にかかわらず、次の定期総会の招集日（定期総会において役員に係る規定について規約が改正された場合は、当該規約改正の時）までとする。この規約の施行後最初に選挙される会長、副会長及び監事の任期も、同様とする。

附 則 （平成18年2月21日）

この規約は、議決の日から施行する。

附 則 （令和2年6月8日）

- 1 この規約は、令和2年6月8日から施行する。
- 2 この規約の施行の日をその決定となる期日に指定して総会の開催に代える会員の書面表決による決定が行われる場合、当該決定に係る手続でこの規約の施行の前になされたものについては、改正後の鹿児島県町村議会議長会規約第5条の規定によりなされたものとみなす。

附 則 （令和4年2月28日）

この規約は、令和4年2月28日から施行する。